



平成21年9月14日

各 位

会 社 名 住友金属鉱山株式会社
代表者名 代表取締役社長 家守 伸正
(コード番号 5713 東・大証第1部)
問合せ先 広報 IR部 大場 浩正
(TEL. 03-3436-7705)

エヌ・イー ケムキャット株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

住友金属鉱山株式会社（以下「当社」又は「住友金属鉱山」といいます。）は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、BASF キャタリスツ アジア ビービー（以下「BASF BV」といい、当社と総称して又は個別に「公開買付者」といいます。また、両社を総称して「公開買付者ら」ということがあります。）と共同で行う公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により、エヌ・イー ケムキャット株式会社（ジャスダック上場：コード番号 4106 以下「対象者」といいます。）の株式を取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者の一方である住友金属鉱山は、対象者の普通株式 12,237,500 株（本日現在の対象者の発行済株式総数に対する所有株式数の割合（以下「株式所有割合」といいます。）は 42.22%）を有しております。他方、BASF BVは、BASF キャタリスツ ホールディング チャイナ LLC及びBASF キャタリスツ LLC（以下、BASF BV及びこれら2社を個別に又は総称して「BASF関係者」といいます。）が有する対象者の普通株式と合わせて、これら3社にて、住友金属鉱山の有する株数と同数の対象者の普通株式を有しております。BASF関係者は、いずれもフランクフルト証券取引所上場のBASF SEの間接所有の子会社になります。

以上のとおり、住友金属鉱山とBASF関係者は合わせて、対象者の発行済株式の 84.44%を有しておりますが、この度、住友金属鉱山及びBASF BVは共同で、対象者の全ての発行済株式（但し、住友金属鉱山及びBASF関係者（以下、総称して「公開買付者グループ」といいます。）が既に有する対象者の普通株式及び対象者の有する自己株式を除きます。）の取得を目的とする一連の取引（以下「本非公開化取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定の株券等の数に、上限及び下限を設定いたしません。また、本公開買付けにおいて買付け等を行う応募株券等は、住友金属鉱山及びBASF BVが50:50の比率で買付け等を行うものとします（但し、かかる割合で配分した結果生じる端数については、住友金属鉱山が買付け等を行うものとします。）。

公開買付者らは、本公開買付けの結果、対象者の全ての発行済株式を取得できなかった場合には、対象者の株主を公開買付者グループのみとするための手続（その詳細は後記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおりです。）を実施することを予定しております。

BASF関係者であるBASF キャタリスツ ホールディング チャイナ LLC及びBASF キャタリスツ LLCは、本公開買付けには応募しない予定です。また、本公開買付けを含む本非公開化取引後に、住友金属鉱山とBASF関係者が有する対象者の株数は同一となる予定です。

なお、対象者は本日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同し、対象者の株主に本公開買付けへの応募を勧める旨の決議を行ったとのこととあります。

(2) 本公開買付けの背景及び目的ならびに本公開買付けを実施するに至った意思決定の過程

対象者は、昭和39年に各種貴金属触媒、金液、貴金属めっき薬品、溶液等の製造販売ならびに貴金属屑の回収精製事業を目的として住友金属鉱山とエンゲルハート・インダストリーズ・インコーポレーテッド（現BASF キャタリスツ LLC）の共同出資により、日本エンゲルハート株式会社として設立されました。平成元年には、現在のエヌ・イー ケムキャット株式会社に変更、同年、日本証券業協会に株式を店頭登録して株式を公開し、平成16年には、日本証券業協会への店頭登録を取消し、株式会社ジャスダック証券取引所（以下「ジャスダック証券取引所」といいます。）に株式を上場しました。

対象者は、日本国内の主要な貴金属触媒メーカーとして、エネルギー、自動車、石油化学、ファインケミカル、医薬品及び公害防止などさまざまな分野で活用される触媒を開発・製造するとともに、電子部品の表面処理薬品やめっき装置の製造・販売も行い、大きく成長を続けてきました。この間、対象者と公開買付者グループとは技術援助、原材料の購入、製品の販売等を通じて連携を深めて参りました。

今後、対象者の触媒開発の分野では、基礎研究を行い新触媒の開発を押し進める必要性が高まっております。特に、対象者の主要製品である自動車触媒の分野におきましては、技術開発スピードが加速しており、自動車メーカーのニーズにより、省貴金属化を達成しかつ高性能の触媒が求められるとともに、排ガス規制に適合するために、より高品質な技術を迅速に提供することを求められております。ガソリン車やディーゼル車は、今後も当分の間、自動車の主流であり続けると考えられますが、世界的な環境規制の強化とともに、新触媒の開発が一層重要になって参ります。化学触媒の分野におきましても、医薬及び農薬も含めたファインケミカル分野に使用される触媒に高度な機能の要求が高まっており、従来中心であった石油化学の分野とは異なるアプローチが必要となってきました。

このような状況下において、公開買付者グループは、対象者が、次世代触媒を開発し、商品化し、効率的に生産していくために、持続可能な方法でどのように運営されていくべきかを徹底的に検討して参りました。その結果、公開買付者グループは、ビジネスチャンスを的確に捉え、中長期的に予想される競争を制するために、対象者が公開買付者グループと一丸となって、戦略及びオペレーション上の施策を遂行していく必要があるとの結論に至りました。しかしながら、対象者が上場企業であることから、公開買付者グループの利益と少数株主の利益との両方に配慮する必要があり、短期的な利益追求にとらわれない迅速且つ柔軟な経営戦略の策定と実行を行う上で、上場が制約となる可能性が出てきました。また、近年、資本市場に対する各種の規制が強化されたことに伴い、株式の上場維持コスト、情報開示義務を含め上場に伴う負担が増加する傾向にもあります。公開買付者グループは、これらの事情を勘案の上、対象者が公開買付者グループと一丸となって、戦略及びオペレーション上の施策を遂行していくため、本非公開化取引の実施を決定いたしました。

公開買付者グループは、本公開買付けを含む本非公開化取引後、対象者が、公開買付者グループの保有する競争力及びノウハウをより有効に活用し、両者の事業協力関係を強固なものとすることにより、技術開発及びその展開の面で対象者の更なる企業価値向上に寄与できるものと考えています。

(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

公開買付者らは、本日現在、合計して対象者の普通株式に係る総議決権の過半数を有しており、また、後述しますとおり、対象者の取締役の一部は公開買付者らと利害関係を有しています。このような状況を踏まえ、公開買付者ら及び対象者は、本公開買付けにおける対象者株式の買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、及び利益相反の回避の観点から、以下のように本公開買付けの公正性を担保するための措置を実施しました（なお、以下の記述中の対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。）。

公開買付者らは、本公開買付けに至る意思決定過程における客観性・透明性を確保するため、大和証券エスエムビーシー株式会社（以下「大和証券エスエムビーシー」といいます。）に対してフィナンシャル・アドバイザーとしての助言を依頼し、また、法務アドバイザーとしてビングラム・マカッチェン・ムラセ外国法事務所 坂井・三村・相澤法律事務所（外国法共同事業）を選任し、同事務所による法的助言を得ながら慎重に議論・検討を重ねて参りました。

公開買付者らは、本公開買付けにおける対象者普通株式1株当たりの買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を決定するに当たり、公開買付者ら及び対象者から独立した第三者算定機関としての大和証券エスエムビーシーに対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成21年9月11日付で株式価値算定書を取得しております。対象者は本日付プレスリリース「業績予想の修正に関するお知らせ」において、平成22年3月期（平成21年4月1日～平成22年3月31日）に係る通期の業績予想の修正を公表しておりますが、公開買付者らは、当該株式価値算定書において上記業績予想の修正内容が勘案されている旨、大和証券エスエムビーシーより報告を受けております（なお、公開買付者らは、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネスオピニオン）を取得していません）。本公開買付価格である1株当たり1,830円は、かかる大和証券エスエムビーシーによる株式価値算定書を参考に、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において市場価格に付与されたプレミアムの実例、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえて、平成21年9月11日付のBASF BVの取締役会、及び本日付の住友金属鉱山の取締役会においてそれぞれ決定したものです。なお、上記に記載のとおり、BASF BVは、平成21年9月11日付で本公開買付けの実施を決定しておりますが、BASF BVによる本公開買付けに係る公表は本公表以降になされる予定です。

なお、本公開買付価格1,830円は、平成21年9月11日のジャスダック証券取引所における対象者株式の終値1,170円に対して56.41%（小数点以下第三位四捨五入。以下同じ。）のプレミアムを、平成21年9月11日までの過去1ヵ月間の対象者株式の終値の単純平均値1,146円に対して59.69%のプレミアムを、平成21年9月11日までの過去3ヵ月間の終値の単純平均値1,045円に対して75.12%のプレミアムを、それぞれ加えた金額に相当するものであります。

一方、対象者取締役会は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、対象者及び公開買付者らから独立した財務アドバイザーであるデロイト トーマツ FAS株式会社（以下「デロイト トーマツ FAS」といいます。）を第三者算定機関に選定し、本公開買付価格の妥当性を検討するための参考とするために、対象者の株式価値の算定を依頼しました。

対象者は、デロイト トーマツ FASより、対象者株式価値に関する株式価値算定書（以下「対象者算定書」といいます。）を取得しました（なお、対象者は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネスオピニオン）を取得していません）。対象者算定書では、対象者が提供した財務情報及び財務予測等に基づき、一定の前提及び条件の下で、対象者株式価値につき分析されています。デロイト トーマツ FASは、市場株価法、修正簿価純資産法、類似会社比較法及びディスカунテッドキャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行いました。対象者算定書における各手法における対象者の1株当たり株式価値の算定結果は以下のとおりです。すなわち、市場株価法では942円から1,179円、修正簿価純資産法では1,392円、類似会社比較法では1,456円から1,595円、DCF法では1,736円から1,997円です。なお、対象者は、本日付「業績予想の修正に関するお知らせ」において、平成22年3月期（平成21年4月1日～平成22年3月31日）に係る通期の業績予想の修正を公表しておりますが、対象者算定書において、当該業績予想の修正内容が勘案されている旨、デロイト トーマツ FASより説明を受けているとのこととす。

また、対象者取締役会は、対象者及び公開買付者らから独立した法務アドバイザーとして長島・大野・常松法律事務所を選定しており、本公開買付けの諸手続きを含む取締役会の意思決定の方法・過程等について法的助言を受けています。

さらに、対象者取締役会は、平成21年8月10日、本公開買付けに係る対象者の意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立するために、対象者及び公開買付者らから独立した外部の有識者によって構成される第三者委員会を設置し、第三者委員会から得られる本公開買付けに関す

る答申を最大限尊重することとした上で、本公開買付けに対して対象者が表明すべき意見の内容の検討にあたって、第三者委員会に対し諮問することを決議しました。第三者委員会の委員としては、対象者及び公開買付者らからの独立性を有する、土橋正氏（弁護士、青山学院大学教授）及び富山和彦氏（経営共創基盤代表取締役CEO）ならびに対象者社外監査役である佐藤真良氏（公認会計士、佐藤公認会計士事務所所長）の3名を選定しています。第三者委員会は、平成21年8月11日より、①本公開買付けを含む本非公開化取引により対象者の企業価値が向上するか、②本公開買付価格の公正性が確保されているか、及び③公正な手続を通じて公開買付者グループを除く対象者の株主（以下「対象者少数株主」といいます。）の利益に配慮されているかという観点等から、対象者取締役会が本公開買付けに対して表明すべき意見の内容について検討を行いました。第三者委員会は、かかる検討にあたり、対象者から本非公開化取引の背景、検討状況及び対象者の本非公開化取引についての考え方についての説明を受けており、また、デロイト トーマツ FASが対象者に対して提出した対象者算定書を参考にするとともに、デロイト トーマツ FASから対象者の株式価値評価に関する説明を受けています。また、第三者委員会は、対象者の上記法務アドバイザーから、本非公開化取引の手続及びこれに関連する法律上の問題点に関する説明を受けています。第三者委員会は、かかる経緯の下、対象者取締役会からの諮問事項につき慎重に検討した結果、平成21年9月10日に、対象者取締役会に対して、①本非公開化取引により対象者の企業価値が向上すると判断すること、②本公開買付価格は、対象者少数株主の利益に一定の配慮がなされており、妥当な価格の範囲内に収まっていると判断すること、及び③本非公開化取引において公正な手続を通じて対象者少数株主の利益に配慮されていると判断することは、いずれも合理的であることから、対象者取締役会が、本公開買付けについて賛同の意を表明するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募することを勧める旨の意見を表明することは合理的である旨の答申を全会一致で行いました。

対象者は、第三者委員会との協議、デロイト トーマツ FAS及び上記法務アドバイザーからの助言を踏まえて、公開買付者らとの間で本公開買付価格について協議・交渉を重ねた上で、対象者取締役会において、デロイト トーマツ FASより受領した対象者算定書の内容、本公開買付けの諸条件及び本非公開化取引により対象者に生じうる業務面及び財務面のシナジー効果等を考慮しつつ、第三者委員会の答申内容を尊重して慎重に検討した結果、本公開買付けを通じた本非公開化取引が対象者の企業価値向上の観点から有益であり、本公開買付価格その他の条件は妥当で、対象者少数株主の利益保護に十分留意されており、対象者の株主に対して適切な価格により合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断しました。以上の理由により、対象者取締役会は、本日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意を表明するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募することを勧める旨を決議しました。

なお、対象者の取締役のうち、ウェイン・ティー・スミス氏は、BASF SEのキャタリスツ・ディビジョン プレジデントの地位等を、ヴォルフガング・ハプケ氏は、BASF SEのマーケット・アンド・ビジネス・ディベロップメント・アジア・パシフィック・ディビジョン プレジデントの地位を、ローター・ラウピクラー氏は、BASF SEの子会社であるBASF（チャイナ）カンパニー リミテッドのキャタリスツディビジョン リージョナル・ビジネスマネージメント エンヴァイロメンタル・テクノロジーズ・アジア・パシフィック ディレクターとしての地位をそれぞれ有しているため、利益相反回避の観点から、対象者取締役会における本非公開化取引に関する審議及び決議には参加しておらず、対象者の立場において公開買付者らとの協議・交渉に参加しておりません。

また、対象者のその他の取締役のうち、石川幸男氏は、住友金属鉱山の顧問としての地位を有しているため、利益相反回避の観点から、対象者の立場において公開買付者らとの協議・交渉に参加しておりません。また、取締役会の定足数を確実に満たすという観点から、石川幸男氏は、対象者取締役会における本非公開化取引に関する審議及び決議に参加しておりますが、利益相反回避の観点から、対象者としては、かかる審議及び決議に先立ち、まずはウェイン・ティー・スミス氏、ヴォルフガング・ハプケ氏及びローター・ラウピクラー氏のほか石川幸男氏を除く4名の取締役により審議及び決議を行った上で、石川幸男氏を含む5名の取締役によりさらに審議及び決議を行うという2段階の手続を経ております。上記の本日開催の取締役会においても、本公開買付けに賛同の意を表明するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募することを勧めることについて、まず当該4名の取締役のみによる審議を経て、その全員一致でこれを承認する決議を行った上で、その後石川幸男氏も含む5名の取締役であらためて審議を行い、その全員一致で承認する決

議を行っています。さらに、上記の取締役会に参加した監査役は、いずれも対象者の取締役が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

なお、対象者と公開買付者らは、公開買付者以外の対抗買付者が実際に出現した場合に、当該対抗買付者が対象者との間で接触等を行うことを過度に制限するような内容の合意は行っていません。

(4) 上場廃止等となる見込みがある旨及び事由

対象者の普通株式は、本日現在、ジャスダック証券取引所に上場されていますが、本公開買付けにおいては買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準（以下「上場廃止基準」といいます。）に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、公開買付者らは、本公開買付けの終了後に、下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続きを実行することにより、公開買付者グループが合わせて対象者の全ての発行済株式（自己株式を除きます。）を有することを予定していますので、その場合には上場廃止基準に該当し対象者の普通株式は上場廃止となります。なお、対象者の普通株式が上場廃止となった場合は、対象者の普通株式をジャスダック証券取引所において取引することはできなくなります。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者らは、公開買付者グループを除く対象者の株主に対して、公正な価格かつ効率的な方法による株式売却の機会を提供するため本公開買付けを行うこととしましたが、本公開買付けの結果、対象者の自己株式及び公開買付者グループが有する対象者株式を除く、対象者の全ての発行済株式を取得できなかった場合には、遅くとも平成 22 年 3 月頃までを目処に、以下の方法により本非公開化取引を完了させる予定です。

具体的には、公開買付者らは、①対象者において定款の一部変更を行い、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②上記①による変更後の対象者定款の一部変更を行い、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。）を付すこと、及び③対象者の当該株式の全部取得と引換えに別個の種類の対象者株式を交付することを付議議案に含む臨時株主総会の開催、ならびに上記②を付議議案に含む普通株主による種類株主総会の開催を対象者に要請する予定です。また、公開買付者らは、上記の臨時株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記各手続きが実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、対象者がこれを全て取得することとなり、対象者の株主には当該取得の対価として別個の種類の対象者株式が交付されることとなりますが、かかる取得の対価として交付される別個の種類の対象者株式が 1 株未満の端数となる株主に対しては、会社法第 234 条その他の関連法令の定めに従い、当該端数の合計数（1 株に満たない端数は切り捨てられます。以下同じ。）を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の売却金額については、本公開買付価格を基準として算定する予定であり、この結果株主に交付されることとなる金銭の額は、本公開買付価格と同額になる予定です。また、全部取得条項が付された対象者の普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は、本日現在未定ですが、公開買付者は対象者に対して、公開買付者グループが合わせて対象者の全ての発行済株式（自己株式を除きます。）を有することとなるよう、公開買付者グループ以外を対象者の株主に対し交付しなければならない対象者株式の数が 1 株に満たない端数となるよう決定することを要請する予定です。

上記①乃至③の手續きに関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(i) 上記②の対象者普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更の際には、会社法第 116 条及び第 117 条その他の関連法令の定めに従って、反対株主がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii) 上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が上記の臨時株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他の関連法令の定めに従って、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの方法による 1 株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなるため、本公開買付価格と異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申立てを行うに際しての必要な手續きに関しては株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いた

だくこととなります。なお、上記①乃至③の手続きについては、関連法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者グループによる株券等の所有状況ならびに公開買付者グループ以外の対象者の株主による対象者株券等の所有状況等によって、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があります。但し、その場合でも、公開買付者グループが合わせて対象者の全ての発行済株式（自己株式を除きます。）を有することとなるよう、公開買付者グループ以外の対象者の株主に対しては、最終的に現金を交付する方法の採用を予定しており、その場合に株主に交付されることとなる金銭の額は本公開買付価格と同額になる予定ですが、その場合の具体的な手続きについては、対象者と協議の上決定する予定です。

本公開買付けは上記の株主総会及び種類株主総会における対象者の株主の賛同を勧誘するものではありません。また、上記の各手続きにおける税務上の取扱については、株主各位において自らの責任にて税務専門家にご確認ください。

対象者は、本日付「平成22年3月期配当予想の修正に関するお知らせ」により、平成22年3月末日を基準日とする当期の期末配当については、同基準日時点では、対象者株式は上場廃止となっていると予測されること、及び仮に同基準日時点において対象者に対象者少数株主がいる場合において、当期の期末配当を実施するときは、本公開買付けに応募した株主と応募しなかった株主との間で不公平が生じることから、平成22年3月期末の配当を行わない予定であることを公表しております。また、対象者は、本日付「業績予想の修正に関するお知らせ」により、平成22年3月期の業績予想の修正を発表し、同日付「平成22年3月期配当予想の修正に関するお知らせ」により、かかる業績予想の修正を受け、平成21年9月末日を基準日とする当期の中間配当の予想を修正する旨公表しています（後記「4. その他」の「(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報」の記載をご参照ください）。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。なお、BASF関係者であるBASF キャタリスツ ホールディング チャイナ LLC及びBASF キャタリスツ LLCは、本公開買付けには応募しない予定です。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	エヌ・イー ケムキャット株式会社	
② 所 在 地	東京都港区浜松町2丁目4番1号	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 牧野 進	
④ 事 業 内 容	化学触媒・自動車触媒・表面処理薬品等の製品および商品の製造・販売を中心とした化学品事業	
⑤ 資 本 金	34億2,350万円（平成21年9月14日現在）	
⑥ 設 立 年 月 日	1964年（昭和39年）4月9日	
⑦ 大株主及び持株比率 (平成21年3月31日現在)	住友金属鉱山(株)	42.22%
	BASF キャタリスツ アジア B.V. (常任代理人ゴールドマン・サックス証券会社(株))	39.30%
	BASF キャタリスツ ホールディング チャイナ LLC (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券会社(株))	2.92%
	日本トラスティ・サービス信託銀行(株) 信託口	0.90%
	日本マスタートラスト信託銀行(株) 信託口	0.77%
	ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505019 (常任代理人 (株)みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	0.77%
	ノーザン トラスト コーポレーション (エイブイエフシー) サブ アカウント アメリカン クライアント(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	0.54%
	ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパ	0.51%

	ニー 505025 (常任代理人 (株)みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	
	カセイス バンク オーディナリー アカウント(常任代理人 (株)三菱東京UFJ銀行)	0.45%
	住友生命保険相互会社(常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)) (平成21年3月31日現在)	0.44%
⑧ 公開買付者と対象者の関係		
資 本 関 係	<p>当社は、平成21年9月14日現在、対象者の発行済株式総数の42.22%に相当する12,237,500株を有しています。</p> <p>BASF BVは、対象者の発行済株式総数の39.30%に相当する11,391,000株を有しております。なお、BASF キャタリスツ ホールディング チャイナ LLC及びBASF キャタリスツ LLCの所有分と合算すると対象者の発行済株式総数の42.22%に相当する12,237,500株を有しております。</p>	
人 的 関 係	<p>対象者の取締役のうち石川幸男氏は、当社の顧問です。</p> <p>BASF BVは、該当事項はありません。なお、対象者の取締役のうち、ウェイン・ティー・スミス氏は、BASF SEのキャタリスツ・ディビジョン プレジデントの地位等を、ヴォルフガング・ハプケ氏は、BASF SEのマーケット・アンド・ビジネス・ディベロップメント・アジア・パシフィック・ディビジョン プレジデントの地位を、ローター・ラウピクラー氏は、BASF SEの子会社であるBASF (チャイナ) カンパニーリミテッド キャタリスツディビジョン リージョナル・ビジネスマネージメント エンヴァイロメンタル・テクノロジーズ・アジア・パシフィックダイレクターとしての地位をそれぞれ有しております。</p>	
取 引 関 係	<p>当社は、対象者との間で、当社の貴金属の販売、対象者製品等の購入、貴金属回収の受託等の取引があります。</p> <p>BASF BVは、該当事項はありません。なお、対象者は、BASF キャタリスツ LLCから原材料の購入及び商品の購入をしております(BASF キャタリスツ LLCはBASF SEの間接所有の子会社であります。)</p>	
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	<p>対象者は、当社及びBASF BVの持分法適用関連会社であり、関連当事者に該当します。</p>	

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成21年9月15日(火曜日)から平成21年10月30日(金曜日)まで(30営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式1株につき、1,830円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

公開買付者らは、本公開買付価格を1,830円とすることを決定するに当たり、フィナンシャル・アドバイザーである大和証券エスエムビーシーに対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成21年9月11日付で株式価値算定書を取得しております。対象者は本日付プレスリリース「業績予想の修正に関するお知らせ」において、平成22年3月期（平成21年4月1日～平成22年3月31日）に係る通期の業績予想の修正を公表しておりますが、公開買付者らは、当該株式価値算定書において上記業績予想の修正内容が勘案されている旨、大和証券エスエムビーシーより報告を受けております（なお、公開買付者らは、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネスオピニオン）を取得していません。また、大和証券エスエムビーシーは、公開買付者らから独立した第三者算定機関であり、公開買付者らの関連当事者には該当しません。）。

大和証券エスエムビーシーは、採用すべき算定手法を検討の上、対象者の収益性、資産性、将来性等の様々な要素を反映し、資本市場において形成される市場株価に基づくマーケット・アプローチによる評価手法のひとつとして市場株価法を、市場株価法を補完するものとして類似会社比較法を、そして対象会社の中長期的なキャッシュフロー創出能力を反映するインカム・アプローチによる評価手法の一つとしてDCF法をそれぞれ用いて対象者の株式価値算定を行いました。当該株式価値算定書によりますと、各手法における対象者の1株当たりの株式価値の算定結果は以下のとおりです。

- ・市場株価法 985円～1,133円
- ・類似会社比較法 1,734円～1,884円
- ・DCF法 1,441円～1,967円

まず、市場株価法につきましては、平成21年9月9日を基準日として、対象者のジャスダック証券取引所における直近1ヶ月、3ヶ月、及び6ヶ月における出来高加重平均株価を基に、1株当たりの株式価値の範囲を985円から1,133円までと分析しております。

また、類似会社比較法では、対象者と類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を1,734円から1,884円までと分析しております。

最後に、DCF法では、対象者及び公開買付者がそれぞれ作成した事業計画に基づく平成22年3月期以降の対象者の将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を1,441円から1,967円までと分析しております。

公開買付者らは、上記の算定結果を参考に、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において市場価格に付与されたプレミアムの実例、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえて、本公開買付価格を1株当たり1,830円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格は、平成21年9月11日のジャスダック証券取引所における対象者株式の終値1,170円に対して56.41%（小数点以下第三位四捨五入。以下同じ。）のプレミアムを、平成21年9月11日までの過去1ヵ月間の対象者株式の終値の単純平均値1,146円に対して59.69%のプレミアムを、平成21年9月11日までの過去3ヵ月間の終値の単純平均値1,045円に対して75.12%のプレミアムを、それぞれ加えた金額に相当するものであります。

② 算定の経緯

公開買付者らは、対象者を含む公開買付者グループにおける戦略及びオペレーション上の施策を機動的に遂行し、もって、対象会社の中長期的な企業価値の向上を実現するためには、対象者の非公開化が必要であると判断し、平成21年6月初旬より、本公開買付けを含む非公開化取引に関する具体的な検討を始めました。

本公開買付けに係る協議・検討の過程におきましては、公開買付者ら及び対象者は、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、及び利益相反の回避の観点から、以下のように本公開買付けの公正性を担保するための措置を実施しま

した（なお、以下の記述中の対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。）。

公開買付者らは、本公開買付価格を決定するに当たり、フィナンシャル・アドバイザーである大和証券エスエムビーシーに対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成21年9月11日付で株式価値算定書を取得しております。対象者は本日付「業績予想の修正に関するお知らせ」において、平成22年3月期（平成21年4月1日～平成22年3月31日）に係る通期の業績予想の修正を公表しておりますが、公開買付者らは、当該株式価値算定書において上記業績予想の修正内容が勘案されている旨、大和証券エスエムビーシーより報告を受けております（なお、公開買付者らは、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネスオピニオン）を取得しておりません。また、大和証券エスエムビーシーは、公開買付者らから独立した第三者算定機関であり、公開買付者らの関連当事者には該当しません。）。

大和証券エスエムビーシーは、採用すべき算定手法を検討の上、対象者の収益性、資産性、将来性等の様々な要素を反映し、資本市場において形成される市場株価に基づくマーケット・アプローチによる評価手法のひとつとして市場株価法を、市場株価法を補完するものとして類似会社比較法を、そして対象会社の中長期的なキャッシュフロー創出能力を反映するインカム・アプローチによる評価手法の一つとしてDCF法をそれぞれ用いて対象者の株式価値算定を行いました。当該株式価値算定書によりますと、各手法における対象者の1株当たりの株式価値の算定結果は以下のとおりです。

- ・市場株価法 985円～1,133円
- ・類似会社比較法 1,734円～1,884円
- ・DCF法 1,441円～1,967円

本公開買付価格である1株当たり1,830円は、上記の算定結果を参考に、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において市場価格に付与されたプレミアムの実例、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえて、平成21年9月11日付のBASF BVの取締役会、及び本日付の住友金属鉱山の取締役会においてそれぞれ決定したものです。なお、上記に記載のとおり、BASF BVは、平成21年9月11日付で本公開買付けの実施を決定しておりますが、BASF BVによる本公開買付けに係る公表は本公表以降になされる予定です。

なお、本公開買付価格は、平成21年9月11日のジャスダック証券取引所における対象者株式の終値1,170円に対して56.41%（小数点以下第三位四捨五入。以下同じ。）のプレミアムを、平成21年9月11日までの過去1ヵ月間の対象者株式の終値の単純平均値1,146円に対して59.69%のプレミアムを、平成21年9月11日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,045円に対して75.12%のプレミアムを、それぞれ加えた金額に相当するものであります。

一方、対象者取締役会は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、対象者及び公開買付者らから独立した財務アドバイザーであるデロイト トーマツ FASを第三者算定機関に選定し、本公開買付価格の妥当性を検討するための参考とするために、対象者の株式価値の算定を依頼しました。

対象者は、デロイト トーマツ FASより、対象者算定書を取得しました（なお、対象者は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネスオピニオン）を取得しておりません。）。対象者算定書では、対象者が提供した財務情報及び財務予測等に基づき、一定の前提及び条件の下で、対象者株式価値につき分析されています。デロイト トーマツ FASは、市場株価法、修正簿価純資産法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行いました。対象者算定書における各手法における対象者の1株当たり株式価値の算定結果は以下のとおりです。すなわち、市場株価法では942円から1,179円、修正簿価純資産法では1,392円、類似会社比較法では1,456円から1,595円、DCF法では1,736円から1,997円です。なお、対象者は、本日付「業績予想の修正に関するお知らせ」において、平成22年3月期（平成21年4月1日～平成22年3月31日）に係る通

期の業績予想の修正を公表しておりますが、対象者算定書において、当該業績予想の修正内容が勘案されている旨、デロイト トーマツ FASより説明を受けているとのこととです。

また、対象者取締役会は、対象者及び公開買付者らから独立した法務アドバイザーとして長島・大野・常松法律事務所を選定しており、本公開買付けの諸手続きを含む取締役会的意思決定の方法・過程等について法的助言を受けています。

さらに、対象者取締役会は、平成21年8月10日、本公開買付けに係る対象者の意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立するために、対象者及び公開買付者らから独立した外部の有識者によって構成される第三者委員会を設置し、第三者委員会から得られる本公開買付けに関する答申を最大限尊重することとした上で、本公開買付けに対して対象者が表明すべき意見の内容の検討にあたって、第三者委員会に対し諮問することを決議しました。第三者委員会の委員としては、対象者及び公開買付者らからの独立性を有する、土橋正氏(弁護士、青山学院大学教授)及び富山和彦氏(経営共創基盤代表取締役CEO)ならびに対象者社外監査役である佐藤真良氏(公認会計士、佐藤公認会計士事務所所長)の3名を選定しています。第三者委員会は、平成21年8月11日より、①本公開買付けを含む本非公開化取引により対象者の企業価値が向上するか、②本公開買付けの公正性が確保されているか、及び③公正な手続を通じて対象者少数株主の利益に配慮されているかという観点等から、対象者取締役会が本公開買付けに対して表明すべき意見の内容について検討を行いました。第三者委員会は、かかる検討にあたり、対象者から本非公開化取引の背景、検討状況及び対象者の本非公開化取引についての考え方についての説明を受けており、また、デロイト トーマツ FASが対象者に対して提出した対象者算定書を参考にするとともに、デロイト トーマツ FASから対象者の株式価値評価に関する説明を受けています。また、第三者委員会は、対象者の上記法務アドバイザーから、本非公開化取引の手続及びこれに関連する法律上の問題点に関する説明を受けています。第三者委員会は、かかる経緯の下、対象者取締役会からの諮問事項につき慎重に検討した結果、平成21年9月10日に、対象者取締役会に対して、①本非公開化取引により対象者の企業価値が向上すると判断すること、②本公開買付けは、対象者少数株主の利益に一定の配慮がなされており、妥当な価格の範囲内に収まっていると判断すること、及び③本非公開化取引において公正な手続を通じて対象者少数株主の利益に配慮されていると判断することは、いずれも合理的であることから、対象者取締役会が、本公開買付けについて賛同の意を表明するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募することを勧める旨の意見を表明することは合理的である旨の答申を全会一致で行いました。

対象者は、第三者委員会との協議、デロイト トーマツ FAS及び上記法務アドバイザーからの助言を踏まえて、公開買付者らとの間で本公開買付け価格について協議・交渉を重ねた上で、対象者取締役会において、デロイト トーマツ FASより受領した対象者算定書の内容、本公開買付けの諸条件及び本非公開化取引により対象者に生じうる業務面及び財務面のシナジー効果等を考慮しつつ、第三者委員会の答申内容を尊重して慎重に検討した結果、本公開買付けを通じた本非公開化取引が対象者の企業価値向上の観点から有益であり、本公開買付け価格その他の条件は妥当で、対象者少数株主の利益保護に十分留意されており、対象者の株主に対して適切な価格により合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断しました。以上の理由により、対象者取締役会は、本日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意を表明するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募することを勧める旨を決議しました。

なお、対象者の取締役のうち、ウェイン・ティー・スミス氏は、BASF SEのキャタリスツ・ディビジョン プレジデントの地位等を、ヴォルフガング・ハブケ氏は、BASF SEのマーケット・アンド・ビジネス・ディベロップメント・アジア・パシフィック・ディビジョン プレジデントの地位を、ローター・ラウピクラー氏は、BASF SEの子会社であるBASF (チャイナ) カンパニー リミテッドのキャタリスツディビジョン リージョナル・ビジネスマネージメント エンヴァイロメンタル・テクノロジーズ・アジア・パシフィック ディレクターとしての地位をそれぞれ有しているため、利益相反回避の観点から、対象者取締役会における本非公開化取引に関する審議及び決議には参加しておらず、対象者の立場において公開買付者らとの協議・交渉に参加しておりませ

ん。

また、対象者のその他の取締役のうち、石川幸男氏は、住友金属鉱山の顧問としての地位を有しているため、利益相反回避の観点から、対象者の立場において公開買付者らとの協議・交渉に参加していません。また、取締役会の定足数を確実に満たすという観点から、石川幸男氏は、対象者取締役会における本非公開化取引に関する審議及び決議に参加しておりますが、利益相反回避の観点から、対象者としては、かかる審議及び決議に先立ち、まずはウェイン・ティーン・スミス氏、ヴォルフガング・ハプケ氏及びローター・ラウピクラー氏のほか石川幸男氏を除く4名の取締役により審議及び決議を行った上で、石川幸男氏を含む5名の取締役によりさらに審議及び決議を行うという2段階の経路を経ております。上記の本日開催の取締役会においても、本公開買付けに賛同の意を表明するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募することを勧めることについて、まず当該4名の取締役のみによる審議を経て、その全員一致でこれを承認する決議を行った上で、その後石川幸男氏も含む5名の取締役であらためて審議を行い、その全員一致で承認する決議を行っています。さらに、上記の取締役会に参加した監査役は、いずれも対象者の取締役が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

③ 算定機関との関係

公開買付者らのフィナンシャル・アドバイザーである大和証券エスエムビーシーは、公開買付者らの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(5) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	①買付予定数	②買付予定数の下限	③買付予定数の上限
株 券	4,496,100株	一株	一株
新株予約権証券	一株	一株	一株
新株予約権付社債券	一株	一株	一株
株券等信託受益証券	一株	一株	一株
株券等預託証券	一株	一株	一株
合計	4,496,100株	一株	一株
(潜在株券等の数の合計)	—	一株	一株

(注1) 本公開買付けでは、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注2) 対象者が有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

(注3) 本公開買付けにより公開買付者らが買付け等を行う株券等の最大数は、対象者の第46期第1四半期報告書(平成21年8月12日提出)に記載された平成21年6月30日現在における対象者の発行済株式総数(28,985,000株)から平成21年6月30日現在の対象者の自己株式数(13,900株)及び公開買付者グループが本日現在有する株式数(24,475,000株)を控除した株式数となります。

(注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い買付け等の期間中に自己の株式を買い取ることがあります。この場合、対象者は、法令の手続きに従い当該株式を買い取ります。

(注5) 本公開買付けにおいて買付け等を行う応募株券等は、住友金属鉱山及びBASF BVが50:50の比率で買付け等を行うものとします。但し、かかる割合で配分した結果生じる端数については、住友金属鉱山が買付け等を行うものとします。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	23,628個	(買付け等前における株券等所有割合81.56%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	861個	(買付け等前における株券等所有割合2.97%)

買付予定の株券等に係る議決権の数	4,496 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主の議決権の数	28,947 個	

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、買付予定数(4,496,100株)に係る議決権の数を記載しております。
- (注2) 「買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、住友金属鉱山及びBASF BVがそれぞれ有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。
- (注3) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、本日現在の各特別関係者が有する株券等(但し、公開買付者である住友金属鉱山及びBASF BVが有する株式ならびに対象者が有する自己株式を除きます。)に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、特別関係者である対象者の役員のエヌ・イー ケムキャット役員持株会における各持分に相当する議決権の数(5個)につきましても含まれております。
- (注4) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の第46期第1四半期報告書(平成21年8月12日提出)に記載された平成21年6月30日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式も対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」においては、その分母を、上記第1四半期報告書に記載された平成21年6月30日現在の発行済株式総数(28,985,000株)から平成21年6月30日現在の対象者の自己株式数(13,900株)を控除した株式数(28,971,100株)に係る議決権の数である28,971個として計算しております。
- (注5) 対象者が有する自己株式以外の特別関係者の所有株券等も本公開買付けの対象としているため、特別関係者のうちその有する全ての株券等について本公開買付けに応募しない方針である旨の連絡を受けているBASF キャタリスツ ホールディング チャイナ LLC及びBASF キャタリスツ LLCの所有株券等に係る議決権を除き、特別関係者の所有株券等に係る議決権の数は、「買付予定の株券等に係る議決権の数」に含まれております。そのため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は分子に加算せず、BASF キャタリスツ ホールディング チャイナ LLC及びBASF キャタリスツ LLCの所有株券等に係る議決権の数(846個)のみを分子に加算しております。
- (注6) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(7) 買付代金 8,228 百万円

(注) 「買付代金」には、買付予定数(4,496,100株)に1株当たりの買付価格(金1,830円)を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

大和証券エスエムビーシー株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

② 決済の開始日

平成21年11月9日(月曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地(外国人株主等の場合はその常任代理人)宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等の指定した場所へ送金するか(送金手数料がかかる場合があります。)、公開買付代理人又は復代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

(9) その他買付け等の条件及び方法

- ① 金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容
該当事項はありません。公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- ② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法
金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第 2 号、第 3 号イ乃至チ、第 5 号並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。
撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。
- ③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法
法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第 1 項に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。
買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。
- ④ 応募株主等の契約の解除権についての事項
応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の 16 時までに応募受付けをした公開買付代理人又は復代理人の各本店又は全国各支店に解除書面（公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 16 時までに到達することを条件とします。
なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに返還します。
- ⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法
公開買付者は、法第 27 条の 6 第 1 項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。
買付条件等の変更を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。
- ⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法
訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正

します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

公開買付けの結果については、公開買付け期間末日の翌日に令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われたものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付け届出書又は関連する買付け書類は米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付け代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを要求されることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付け応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報又は書類（その写しも含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、本公開買付け若しくは応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含むが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を利用していないこと、及び、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該本人が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付け開始公告日

平成21年9月15日（火曜日）

(11) 公開買付け代理人

大和証券エスエムビーシー株式会社

なお、公開買付け代理人はその事務の一部を再委託するために下記の復代理人を選任しております。

大和証券株式会社

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針及び今後の見通しについては、前記「1. 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの背景及び目的ならびに本公開買付けを実施するに至った意思決定の過程」及び「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照下さい。

なお、前記「2. 買付け等の概要」の「(1) 対象者の概要」のとおり、本日現在、対象者は公開買付け者らの持分法適用会社であります。今回の公開買付け後においても持分法適用会社であり、変更はありません。

4. その他

(1) 公開買付け者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者は、本日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議を行っております。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者は、ジャスダック証券取引所において、本日付で、「業績予想の修正に関するお知らせ」及び「平成22年3月期配当予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該発表に基づく業績予想及び配当予想の修正内容は以下のとおりです。なお、以下の公表の内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者らはその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、対象者の当該公表の内容をご参照ください。

① 業績予想の修正

(金額の単位：百万円)

平成22年3月期第2四半期連結累計期間連結業績予想数値の修正(平成21年4月1日～平成21年9月30日)

	売上高	営業利益	経常利益	四半期純利益	1株当たり四半期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想 (A)	23,000	900	1,000	600	20.71
今回発表修正 (B)	24,000	1,400	1,400	800	27.61
増減額 (B-A)	1,000	500	400	200	
増減率 (%)	4.3	55.6	40.0	33.3	
(ご参考)前期第2四半期実績 (平成21年3月期第2四半期)	48,773	5,189	5,454	3,405	117.52

平成22年3月期通期連結業績予想数値の修正(平成21年4月1日～平成22年3月31日)

	売上高	営業利益	経常利益	四半期純利益	1株当たり四半期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想 (A)	49,000	2,300	2,500	1,600	55.23
今回発表修正 (B)	50,000	2,800	2,900	1,800	62.13
増減額 (B-A)	1,000	500	400	200	
増減率 (%)	2.0	21.7	16.0	12.5	
(ご参考)前期実績 (平成21年3月期)	73,550	5,371	5,959	3,827	132.09

平成22年3月期第2四半期累計期間個別業績予想数値の修正(平成21年4月1日～平成21年9月30日)

	売上高	営業利益	経常利益	四半期純利益	1株当たり四半期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想 (A)	22,000	700	1,000	700	24.16
今回発表修正 (B)	23,000	1,200	1,400	900	31.07
増減額 (B-A)	1,000	500	400	200	
増減率 (%)	4.5	71.4	40.0	28.6	
(ご参考)前期第2四半期実績 (平成21年3月期第2四半期)	—	—	—	—	—

平成22年3月期通期個別業績予想数値の修正(平成21年4月1日～平成22年3月31日)

	売上高	営業利益	経常利益	四半期純利益	1株当たり四半期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想 (A)	47,000	2,000	2,300	1,500	51.78
今回発表修正 (B)	48,000	2,500	2,700	1,700	58.68
増減額 (B-A)	1,000	500	400	200	
増減率 (%)	2.1	25.0	17.4	13.3	
(ご参考)前期実績 (平成21年3月期)	71,037	4,980	5,456	3,442	118.82

② 配当予想の修正

基準日	1株当たり配当金		
	第2四半期	期 末	年 間
前 回 予 想 (平成21年8月5日発表)	12円00銭	14円00銭	26円00銭
今回修正予想	15円00銭	0円00銭	15円00銭
当 期 実 績	—	—	—
前期(平成21年3月期)実績	43円00銭	15円00銭	58円00銭

以 上

<その他の注意事項>

- 本プレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第 167 条第 3 項、同 4 項及び金融商品取引法施行令第 30 条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表から 12 時間を経過するまでは、対象者の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、公開買付者らは一切責任を負いかねますので、予めご了承ください。
- このプレスリリースは、公開買付者らによる対象者に対する本公開買付けに関する事項を一般に公表するための記者発表文であり、本公開買付けに関する株券等の売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧頂いた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入の申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。
- このプレスリリースには、公開買付者らが対象者株式を取得した場合における、公開買付者らの考え方に基づく、事業展開の見通し等を記載しております。実際の結果は多くの要因によって、これらの見通しから大きく乖離する可能性があります。
- 国又は地域によっては、このプレスリリースの発表又は配布に法令上の制限が課されている場合がありますので、それらの制限に留意し、当該国又は地域の法令を遵守してください。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、このプレスリリース又はその訳文を受領されても、本公開買付けに関する株券等の売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みをしたことにならず、情報としての資料配布とみなされるものとします。